

丸森町非常時優先 業務継続計画 (BCP)



令和4年10月

宮城県丸森町

目 次

1	業務継続計画の目的	1
2	業務継続計画策定の効果	2
3	地域防災計画との関係	3
4	想定される大規模災害等	4
	（1）想定される大規模災害等	4
	（2）被害想定	4
	（3）町の業務継続への影響等	5
5	計画策定に当たっての基本方針等	6
	（1）業務継続の基本方針	6
	（2）業務継続に向けた対応の方向性	7
6	業務継続計画の特に重要な6要素とその対応等	7
	（1）町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	8
	（2）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	15
	（3）電気、水、食料等の確保	16
	（4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段	18
	（5）重要な行政データのバックアップ	19
	（6）非常時優先業務の整理等	19
7	業務継続計画の発動・解除	22
	（1）発動基準	22
	（2）発動権限者	22
	（3）事務局	22
	（4）発動の流れ	22
	（5）解除基準	22
8	業務継続計画の策定体制・継続的改善等	23
	（1）業務継続計画の策定体制	23
	（2）業務継続計画の継続的改善	23
	（3）業務継続計画に規定していない不測の事態等への対応	23

1 業務継続計画の目的

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan：ビジネス コンティニューティ プラン）とは、例えば災害時に行政機能の中枢を担う丸森町役場（以下「役場」という。）が自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等のほか、優先的に実施すべき業務（以下「非常時優先業務」という）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震や大雨対応など規模災害等の発生時にあっても、適切な業務執行を持続して行うことを目的とした計画である。

なお、本町の防災対策を定めた計画としては地域防災計画があり、これを補完する具体的な体制や手順等を定めた各種の災害対応マニュアルがあり、業務継続計画は、これらの計画を補完もしくは、相まって役場が被災した場合などの人的資源等に制約が伴う厳しい条件下にあっても、「非常時優先業務」の執行を確保し、早期の復旧・復興に導く役割を担うものである。

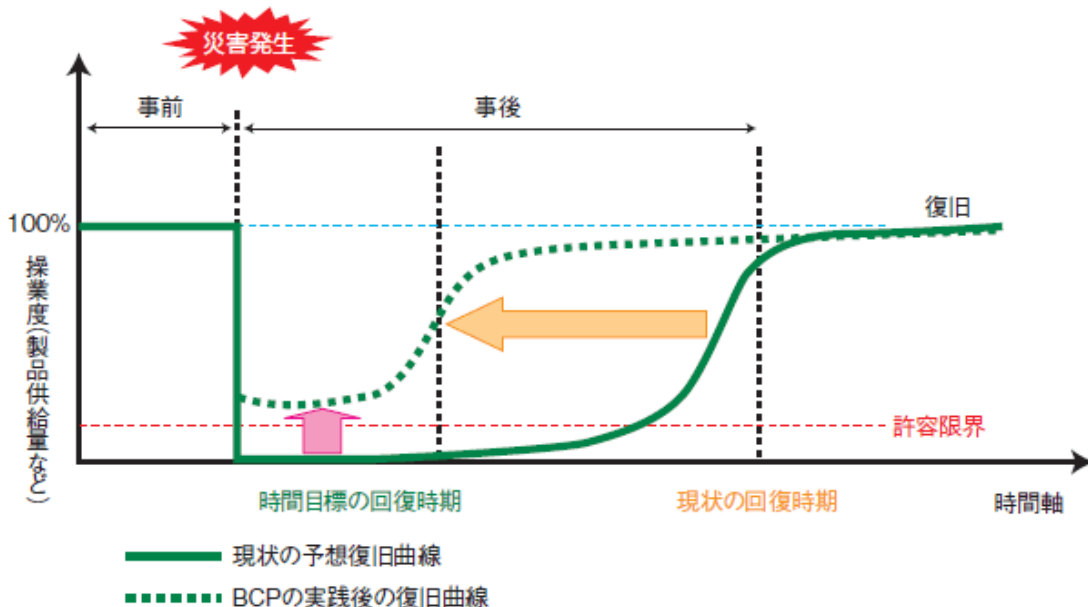


図1 事業継続計画（BCP）の概念（出典：内閣府 平成20年版防災白書）

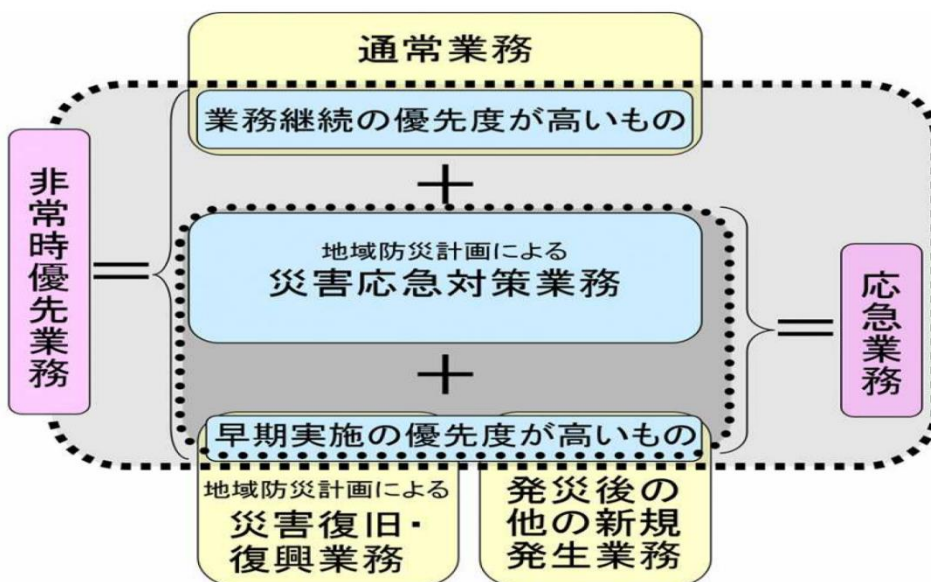


図2 非常時優先業務のイメージ（出典：内閣府 市町村のための業務継続計画作成ガイド）

2 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画の策定（継続的改善を含む。）により、非常時優先業務の適切かつ迅速な実施が可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかではなかった、役場も被災するような深刻な事態等も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害等の発生直後の混乱で役場が機能不全に陥ることを避け、早期により多くの業務を実施可能となるだけでなく、自らも被災等の影響を受ける職員の睡眠や休憩等の安全衛生面での配慮の向上も期待できる。

なお、時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図3に記載されない、新規を含む復旧・復興業務が徐々に増加していくことに十分に留意する必要がある。

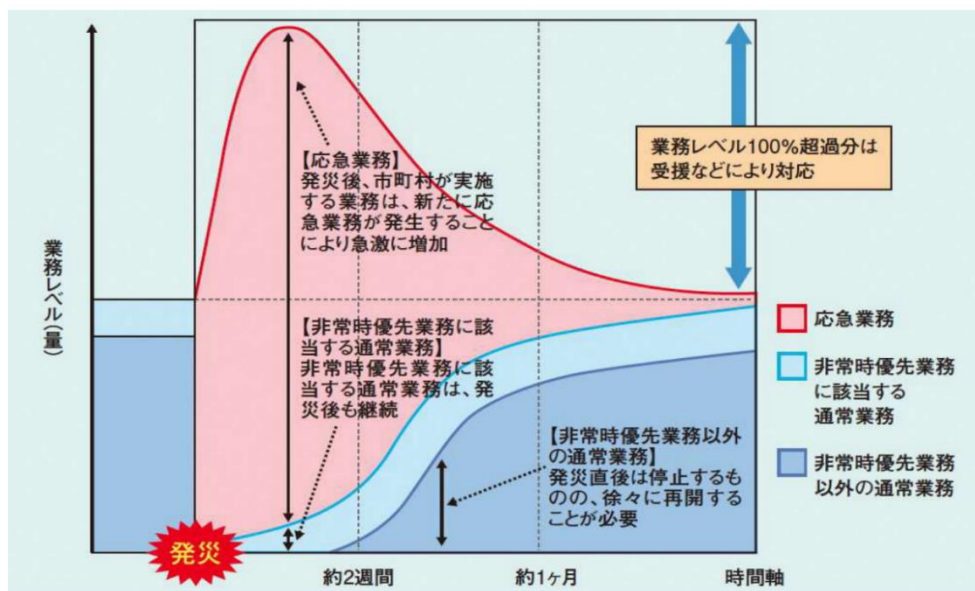


図3 発災後に町が実施する業務の推移（出典：内閣府 市町村のための業務継続計画作成ガイド）

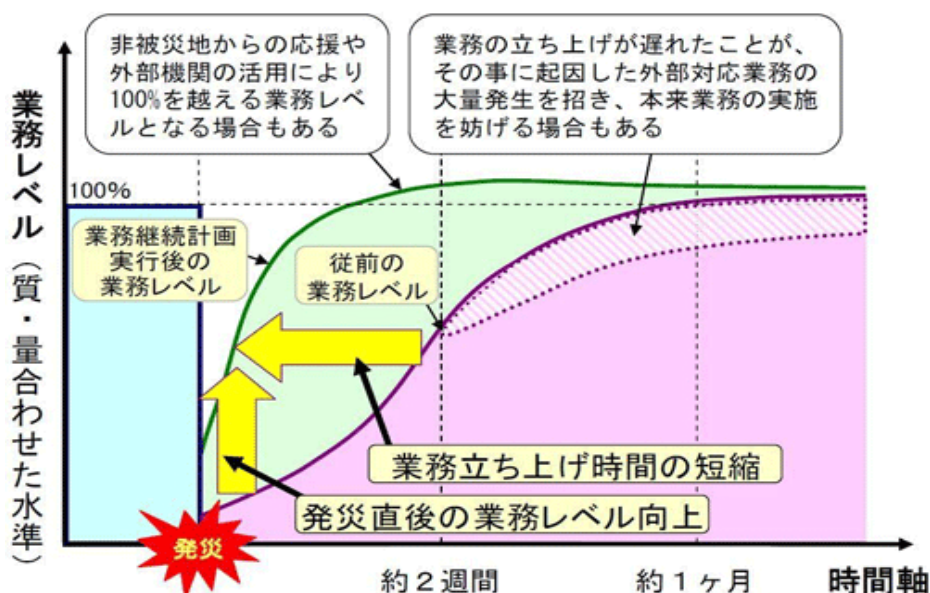


図4 事業継続計画の実践に伴う効果イメージ（出典：内閣府 中央省庁業務継続ガイドライン）

3 地域防災計画との関係

地域防災計画は、県や市町村等の防災関係機関がそれぞれの全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災に万全を期すため、必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項が定められているが、町の人員や施設・設備等が甚大な被害を受けた場合の対応までは規定されていない。

しかし、近年の災害では、庁舎自体の被災等により、業務の継続に支障をきたす事例も散見されており、業務継続計画を策定することで、庁舎自体が被災し、制約が伴う状況下にあっても非常時優先業務が遂行できる体制をあらかじめ整えておくことが必要になる。

なお、業務継続計画と地域防災計画の比較は概ね次のとおり。

表1 業務継続計画と地域防災計画との関係（規定する内容の主な相違点）

	業務継続計画	地域防災計画
作成主体等	都道府県又は市町村が作成、自ら実施する計画である。	地方防災会議が作成、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。
計画の趣旨	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。
行政の被災	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。	行政の被災は、特に想定する必要がない。
対象業務	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策業務等だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。	災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。	一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等について検討の上、記載する。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等に係る記載は、必要事項ではない。

（出典：内閣府 地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説）

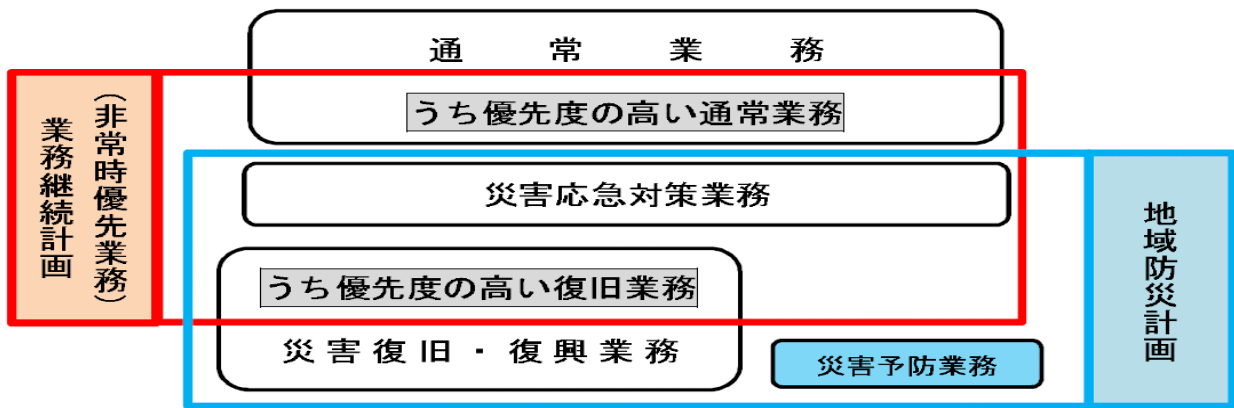


図5 業務継続計画と地域防災計画の対象業務の関係性（出典：池田町業務継続計画（長野県））

4 想定される大規模災害等

(1) 想定される大規模災害等

本町で想定される大規模災害には、水害や土砂災害、地震災害、雪害など各種の自然災害が想定されるが、本町の役場庁舎が最も被害を受ける災害としては、国土交通省地方整備局が実施した「阿武隈川水系時系列洪水氾濫シミュレーション」や「丸森町防災マップ」が示す阿武隈川の洪水時の氾濫及び大雨による内水氾濫並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や宮城県沖地震（単独型・連動型）または直下型地震（活断層型）等が考えられる。

また、新型コロナウイルスのように世界的に猛威を振るう感染症等は、町民の生命や身体、財産を脅かすだけでなく、本町の業務継続を困難にするような事態についても、自然災害と同様にその危険性や影響を想定し、現行の取り組みを踏まえ、その対応を検討しておく必要がある。

(2) 被害想定

大規模災害の発生時には、建物・交通施設の損傷、電気・水道・通信等のライフラインの物理的な被害のほか、多数の人的被害が予想される。本町では、令和3年3月に策定した国土強靱化地域計画において、事前に備えるべき目標を定め、その目標を妨げる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する評価を行っており、その結果を踏まえ各施策を推進することとしている。

この評価を踏まえ、町の業務継続に必要な資源（人、物、情報及びライフライン等）に影響を与える要因としては、以下の定性的な状況を概ねの被害想定とする。

- ア 大規模な水害や地震災害の影響により、特に耐水性、耐震性の低い建物を中心に町有施設を含め、多数の建物被害が発生。
- イ 大規模な水害や地震災害による建物被害等により、町職員本人や家族等も含め、多数の人的被害が発生。
- ウ 建物被害等による避難者が多数発生。
- エ 道路や鉄道等の損傷により公共交通機関運行が一定期間停止し、このため町職員は、発災直後は公共交通機関や自動車を利用した参集が困難。
- オ 電気・水道・通信等のライフラインが一定期間停止し、町有施設においては、非常用電源から電力の供給のない各種業務システムが一時使用不能。

(3) 町の業務継続への影響等

町の業務継続に際して想定される、役場周辺における電力や上下水道等のライフラインの被害状況やこれらに対応する役場の物理的な資源は、概ね次のとおりとする。

ア 役場の資源等

表2 想定される役場の資源の非常時の状況、問題点等 (1/2)

区 分		非常時の状況、問題点等
建物・執務室		<p>庁舎は、新耐震基準を満たしており、地震動による揺れは大きいものの執務室は使用可能。(庁舎内の窓ガラスの飛散防止対策は未了。)</p> <p>また、勤務時間内に発災した場合は、破損したガラスや書類棚等の転倒によって職員が負傷するおそれがある。</p>
エレベーター		<p>エレベーター(1基)は、商用電源停止後、エレベーターは非常用発電機からの電源供給がないため使用不可。(商用電源回復後も安全点検完了まで使用不可。)</p>
電力	非常用発電機	<p>商用電源が停止した場合、非常用発電機2基から電源供給を行う。</p> <p>なお、非常用発電機は、燃料(軽油)を補充することで、長時間の継続運転ができる。</p> <p>※非常用発電機①(H27.2設置・3KVA)は、72時間の電源供給が可能 非常用発電機②(H26.6設置・130KVA)は、72時間の電源供給が可能</p>
	太陽光発電及び蓄電池	<p>商用発電が停止した場合、庁舎屋上等に設置した太陽光パネル及び蓄電設備から電力供給を行う。</p> <p>※太陽光パネル(H26.2設置・86.5KVA) 蓄電設備(リチウムイオン電池)(H26.2設置・50.4KVA)</p>
	執務室・照明等	<p>非常用発電機及び太陽光パネル等による電源供給は、災害対策本部が設置される庁議室のほか、防災無線(移動系)設備、電話交換設備、消防用設備、サーバ室等に供給する。</p> <p>執務室の照明は、1～2割程度が使用可能であり、非常用コンセント(非常用発電機(赤)及び太陽光パネル等(緑)から給電されるコンセント)の使用が可能</p>
上下水道		<p>上水道は、断水時においても高架水槽・受水槽内の残留水(約1,900ℓ)が使用可能。</p> <p>また、役場敷地内には、耐震性貯水槽(100t)があり、一部使用可能。</p> <p>下水道への流下については、下水道管の破損がなければ、可能であるが流下させる水が必要となる。</p>
ガス		<p>役場庁舎ではプロパンガスを使用しているため、発災時でも使用可能。</p> <p>※町内には、都市ガスの敷設なし。</p>
電話		<p>商用電源停止後、機器等の損傷がなければ、非常用発電機による電源供給にて電話交換機及び電話機の使用(内線・外線・無線・衛星電話)が可能。</p> <p>ただし、外線については1週間程度輻輳するため、つながりにくくなる。</p> <p>また、災害対策本部用として、災害時優先電話(アナログ3回線、携帯電話1回線)、衛星電話(2回線)が使用可能。</p> <p>その他、防災用の携帯電話(2台)も使用可能。</p>

表3 想定される役場の資源の非常時の状況、問題点等 (2/2)

区分	非常時の状況、問題点等
インターネット	インターネットについては、通信インフラの損傷等により長期間使用できないおそれがある。 ただし、総務課で管理するモバイルルータを使用して一部でインターネットを利用することが可能
PC・プリンター、その他 OA 機器	機器等に損傷がなく、非常用発電機から電源供給されている執務室及び非常用コンセントで使用する場合を除き、商用電力回復まで使用不可。
高度情報通信ネットワーク・防災行政無線	高度情報通信ネットワーク（衛星系・地上系）及び防災行政無線（同報系・移動系）は、非常用発電機から電源供給されている間、使用可能。
各種情報システム	各種システムについては、通信インフラの損傷等により長期間使用できないおそれがある。

5 計画策定に当たっての基本方針等

(1) 業務継続の基本方針

計画の目的等を踏まえ、町が大規模災害等の発生時にその機能を維持するため、以下に示す業務継続の基本方針を策定する。

基本方針 1：町民の生命、身体及び財産等を守る。

災害等が発生した場合に、町民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するとともに、町民の生活の維持を図るため、非常時優先業務に文字どおり最優先で取り組む。

基本方針 2：非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。

人材、施設、資機材等の資源を非常時優先業務へ集中的に投入するため、非常時優先業務以外の業務は、原則として、その執行を停止・休止する。

こうした優先度の低い業務を停止・休止することによって、上記資源について、一定程度の余力が生ずる部署が見込まれるものと考えられ、当該部署から資源が不足する部署への資源の融通を円滑に行えるようにする。

なお、停止・休止した業務については、非常時優先業務への影響を考慮しつつ、順次再開できるよう、準備を進める。

基本方針 3：非常時優先業務遂行のための事前対策を実施する。

災害等の発生後には、参集できる職員の人数が限定されるため、庁内における密接な連携の下で、非常時優先業務を効果的・効率的に実施するためにマニュアルの作成やこれに基づく各種訓練など事前対策を実施する。

(2) 業務継続に向けた対応の方向性

上記基本方針を踏まえ、業務継続に向けた対応の方向性を以下のとおり定め、これらに基づき業務継続計画を策定することとする。

対応の方向性 1：地域防災計画に示す活動体制を原則とした指示・命令系統とする。

業務の執行に際しては、丸森町地域防災計画に示す活動体制を原則とし、災害等の事象に応じ、災害対策本部による指示・命令に準拠した対応を行う。

対応の方向性 2：初動体制の構築等を実施し、案件対応には全庁横断的に取り組む。

職員の居住状況や災害対策本部の各部及び班（以下、「部・班」という。）の参集状況等を考慮し、災害等の発生直後に初動体制を確保し、迅速に非常時優先業務を遂行するため、各部・班内においては、それぞれの初動体制を構築するとともに、情報収集等の共通業務を実施し、案件対応については全庁横断的に取り組む。

対応の方向性 3：非常時優先業務の従事割合が少ない部・班は、相互補完を徹底する。

非常時優先業務の従事割合が少ない部・班については、非常時優先業務を有する他の部・班を支援するなど、相互補完を徹底する。

6 業務継続計画の特に重要な6つの要素とその対応等

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素としては、以下の6要素がある。町では、これらの重要な6つの要素（以下「重要6要素」という。）に規定する項目について、あらかじめ、その対応等を定めるものとする。

表4 業務継続計画に規定する重要6要素

1 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	町長が不在の場合の職務の代行順位を定める。 また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・水害や地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
3 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。 また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能となった場合でも使用可能な通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
5 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
6 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

(出典 内閣府 市町村のための業務継続計画作成ガイド)

(1) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

ア 町長の職務代行順位

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	総務課長	企画財政課長

(根拠法令 丸森町長職務代理者に関する規則)

イ 職員の参集体制

① 勤務時間内に被災した場合

勤務時間内に大規模な災害等が発生した場合のうち、地震災害であれば執務室内のロッカーやキャビネットの転倒やガラスの飛散等によって職員の安全に影響が及ぶ可能性はあるが、大部分の職員は被災後も業務への従事が可能であり、非常時優先業務の実施に必要な人数は確保できるものと想定しやすいが、他の災害等の発生に際しては、その被害状況に応じて安全確保に努め、体制の確保を図る。

② 勤務時間外に被災した場合

勤務時間外に大規模な災害等が発生した場合に、町役場庁舎に参集可能な職員数を時系列で把握するため、次の条件により、町職員の緊急時登庁までの時間にに基づき参集時間と参集職員数を算定する。

【職員の参集時間等の算出条件】

○発災後2日間は、居住地から徒歩で参集することを想定。

なお、家族の安否確認や身支度等を要することや悪路を考慮し、通常の歩行速度よりも遅い時速3kmで商用時間を算出する。

○1日の歩行距離の上限は、20km未満とする。(実際には自転車の利用も考えられるが、参集に要する最大の時間を見込むため、想定は徒歩とする。)

○参集距離が20km以上遠距離通勤者は、公共交通機関が復旧するまで参集不可とし、20km~40kmまでは3日目から、また、40kmを越える者も1週間後には参集が可能になるものと想定する。

○職員自身やその家族が直接被害を受け、登庁できないケースを考慮し、発災から3日目までは職員の30%、3日目から1週間までは20%、その後も2%を参集困難者と想定する。

③ 参集時における服装及び携行品

参集時にあつては、作業服など防災活動に支障のない服装を基本とする。また、平時から災害等の発生に伴う参集に備え、運転免許証、保険証(組合員証)、着替え、雨具、懐中電灯、その他必需品等を入れたリュックサック等の準備に努める。

④ 非常配備に対する一般的基準

町長は、町内で以下の配備基準に基づき、相応する災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

また、副町長は、災害対策本部設置に至らない場合であっても、特別警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を、さらに、総務課長は警戒本部を設置し、警戒配備体制を敷くこととしている。

本町における警戒配備、特別警戒配備及び非常配備の職員配備体制の基準・内容は、以下のとおりである。

表5 配備体制の基準・内容

項目	警戒配備	特別警戒配備	非常配備	
			非常配備（1号）	非常配備（2号）※
配備基準	①台風等の襲来がわかっている災害（別表1） ②降雨量が予測された時点（別表2） ③予測できない線状降水帯の発生やゲリラ豪雨による突発的な災害（別表3）			
その他の基準	総務課長が必要と認めたととき。	副町長が必要と認めたととき。	町長が必要と認めたととき。	町長が必要と認めたととき。
配備内容	①警戒本部を設置する。 ②被害情報の収集、緊急応急活動を速やかに実施できる体制とする。	①特別警戒本部を設置する。 ②被害情報の収集、緊急応急活動を速やかに実施できる体制とする。	①災害対策本部を設置する。 ②被害情報の収集、局的災害の緊急応急活動を速やかに実施できる体制とする。	①災害対策本部を設置する。 ②被害情報の収集、救助活動、広報活動等の緊急応急活動を速やかに実施できる体制とする。
配備要員	災害応急対策に係る課（所・局）の所要人員		各部所属部員の全員。	
時間外招集	①自主登庁を原則とする。 ②あらかじめ定めている非常連絡系統に基づき、一般加入電話、携帯電話等を用いて伝達する。			
活動内容	①被害状況に関する情報の収集・伝達。 ②初期応急対策の検討・実施。 ③その他必要事項。		①被害状況に関する情報の収集・伝達。 ②救急・救助活動等、広範囲にわたる応急対策活動。 ③広報活動。 ④その他必要事項。	

（出典 丸森町地域防災計画 風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策）

別表1 ①台風等の襲来がわかっている災害

項目	警戒配備	特別警戒配備	非常配備	
			非常配備（1号）	非常配備（2号）
配備基準	①台風（※3）の予測進路上（暴風警戒域（※1））に町域もしくは阿武隈川流域がかかっているとき。 ②大型台風（※4）、超大型台風（※5）、特別警報級の暴風警戒域が町域に含まれなくとも、総務課長が必要と認めたととき。	①台風の予測進路上（予報円）に町域もしくは阿武隈川流域がかかっているとき。 ②大型台風、超大型台風、特別警報級の予報円が町域に含まれなくとも、副町長が必要と認めたととき。	①台風の暴風警戒域が町域もしくは阿武隈川流域に到達すると予測される時。（到達時刻の48時間前までに配備時刻の判断を行う） ②大型台風の予測進路上（暴風警戒域、予報円）に町域もしくは阿武隈川流域がかかっているとき。（予測進路（※2）が発表されたときに配備時刻の判断を行う）	①台風の暴風警戒域が町域もしくは阿武隈川流域に到達すると予測される時。（到達時刻の24時間前までに配備時刻の判断を行う） ②大型台風の暴風警戒域が町域もしくは阿武隈川流域に到達すると予測される時。（到達時刻の48時間前までに配備時刻の判断を行う） ③超大型台風の予測進路上（暴風警戒域、予報円）に町域もしくは阿武隈川流域がかかっているとき。（予測進路が発表されたときに配備時刻の判断を行う）

- ※1 暴風警戒域が町域もしくは阿武隈川流域に入った場合、暴風になる可能性はある程度高いですが、必ず大雨になるとは限らないため注意が必要
- ※2 進路予測は120時間（5日）先まで発表される
- ※3 台風とは強風域半径が500km未満のものをいう
- ※4 大型台風とは強風域半径が500km以上800km未満のものをいう
- ※5 超大型台風とは強風域半径が800km以上のものをいう

別表2 ②降雨量が予測された時点

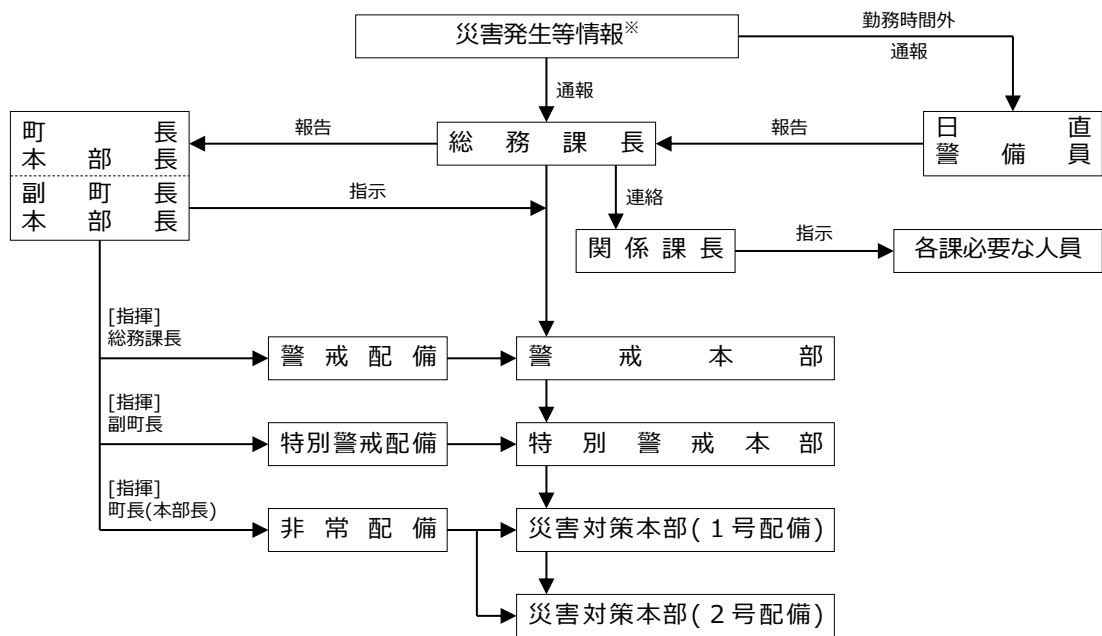
項目	警戒配備	特別警戒配備	非常配備	
			非常配備（1号）	非常配備（2号）
配備基準	①総務課長が必要と認めたととき。	①阿武隈川計画規模を超える雨量が予測されるとき。 (48時間降水量251.6mm以上)	①阿武隈川想定最大規模を超える雨量が予測されるとき。 (48時間降水量316mm以上)	①50年に一度の降水量が予測されるとき。（※特別警戒レベルが予測されるとき） ・48時間降水量427mm ・3時間降水量135mm ・土壌雨量指数

※雨を要因とする特別警戒の指標(発表条件)、以下a又はbいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、大雨警戒(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)で最大危険度が出ている市町村等には大雨特別警戒(土砂災害)を、大雨警戒(浸水害)の危険度分布又は洪水警戒の危険度分布で最大危険度が出ている市町村等には大雨特別警戒(浸水害)を発表。

- a 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。
- b 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。

別表3 ③予測できない線状降水帯の発生やゲリラ豪雨による突発的な災害

項目	警戒配備	特別警戒配備	非常配備	
			非常配備（1号）	非常配備（2号）
配備基準	①明日までの期間に早期注意情報(警戒レベルの可能性)で大雨【高】または【中】が予想されている場合【警戒レベル1】 ②町域に大雨注意報が発表されたとき。【警戒レベル2】 ③町域に洪水注意報が発表されたとき。【警戒レベル2】	①大雨と洪水について警戒に切り替える可能性に言及した注意報が発表されたとき。【警戒レベル2】 ②町域に大雨警戒が発表されたとき。【警戒レベル3相当】	①町域に大雨警戒が発表され、被害が発生したとき。【警戒レベル3相当】 ②町域に洪水警戒が発表され、被害が発生したとき。【警戒レベル3相当】 ③大雨警戒(土砂災害)が発表され、大雨警戒(土砂災害)の危険度分布(土砂災害判定メッシュ情報)で町域に薄い紫や濃い紫が表示されたとき。【警戒レベル4相当】 ④町域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。【警戒レベル4相当】 ⑤洪水警戒が発表され、かつ、洪水警戒の危険度分布で町域に薄い紫や濃い紫が表示されるとき。【警戒レベル4相当】	①町域に土砂災害警戒情報が発表され、被害が発生したとき。【警戒レベル4相当】



※災害発生等情報は、気象情報、地震情報、火災発生情報、土砂災害情報等を含む。

(出典：丸森町地域防災計画 風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策)

図6 職員の初動体制フロー

表6 丸森町災害対策本部における動員体制

部	課	班	配備体制			
			警戒配備	特別警戒配備	非常配備	
					1号	2号
総務部	総務課	課長	○	○	○	○
		課長補佐	○	○	○	○
		消防防災班長	○	○	○	○
		人事班長	○	○	○	○
		行政班長	○	○	○	○
		情報広報班長	○	○	○	○
		消防防災班員	○	○	○	○
	その他職員			○	○	
企画財政部	企画財政課	課長		○	○	○
		課長補佐		○	○	○
		企画班長			○	○
		地方創生推進班長			○	○
		財政管財班長			○	○
		ふるさと納税推進班長			○	○
	その他職員				○	
町民税務部 町会	町民税務課	課長		○	○	○
		課長補佐		○	○	○
		住民班長			○	○
		課税班長			○	○
		取納対策班長			○	○
		町民生活班長			○	○
		その他職員				○
	会計室	室長		○	○	○
		室長補佐			○	○
		その他職員				○
保健福祉部	保健福祉課	課長		○	○	○
		参事		○	○	○
		課長補佐		○	○	○
		国保医療班長		○	○	○
		介護保険班長		○	○	○
		社会福祉班長		○	○	○
		保健予防班長		○	○	○
		健康支援班長		○	○	○
		地域包括支援班長		○	○	○
	その他職員				○	
	子育て定住推進課	課長		○	○	○
		課長補佐		○	○	○
		子育て支援班長		○	○	○
		定住推進班長		○	○	○
		その他職員				○
	復興対策室	室長		○	○	○
		室長補佐		○	○	○
		復興推進班長		○	○	○
		被災者支援班長		○	○	○
その他職員					○	

部	課	班	配備体制			
			警戒配備	特別警戒配備	非常配備	
					1号	2号
農 林 部	農 林 課	課 長 補 佐		○	○	○
		農 政 班 長		○	○	○
		農 村 整 備 班 長		○	○	○
		林 業 振 興 班 長		○	○	○
		そ の 他 職 員			○	○
		そ の 他 職 員			○	○
	農 業 基 盤 整 備 室	室 長 補 佐		○	○	○
		そ の 他 職 員			○	○
		そ の 他 職 員			○	○
	農 業 委 員 会	事 務 局 長		○	○	○
		参 事		○	○	○
		局 長 補 佐		○	○	○
そ の 他 職 員				○	○	
商 工 観 光 部	商 工 観 光 課	課 長 補 佐		○	○	○
		商 工 班 長		○	○	○
		観 光 班 長		○	○	○
		そ の 他 班 員			○	○
		そ の 他 班 員			○	○
建 設 部	建 設 課	課 長 補 佐	○	○	○	○
		土 木 班 長	○	○	○	○
		道 路 管 理 班 長	○	○	○	○
		水 道 班 長	○	○	○	○
		建 築 住 宅 班 長	○	○	○	○
		そ の 他 職 員		○	○	○
		そ の 他 職 員		○	○	○
	災 害 復 旧 対 策 室	室 長 補 佐	○	○	○	○
		専 門 官	○	○	○	○
		公 共 土 木 班 長	○	○	○	○
農 林 土 木 班 長		○	○	○	○	
丸 森 病 院 部	丸 森 病 院	管 理 班 長	○	○	○	○
		そ の 他 の 職 員			○	○
		事 務 局 長		○	○	○
		事 務 長 補 佐			○	○
		総 務 班 長			○	○
		地 域 連 携 班 長			○	○
教 育 ・ 議 会 部	教 育 委 員 会	教 育 課 長		○	○	○
		学 校 教 育 課 長		○	○	○
		生 涯 学 習 課 長		○	○	○
		参 事		○	○	○
		課 長 補 佐		○	○	○
		総 務 班 長		○	○	○
		学 校 教 育 班 長		○	○	○
		生 涯 学 習 班 長		○	○	○
	そ の 他 職 員			○	○	
	給 食 セ ン タ ー	所 長		○	○	○
		副 所 長		○	○	○
		そ の 他 職 員			○	○
	議 会 事 務 局	局 長 補 佐		○	○	○
局 長 補 佐			○	○	○	
そ の 他 職 員				○	○	
そ の 他 職 員				○	○	
支 部	支 部 長			○	○	
	そ の 他 支 部 員			○	○	

(出典：丸森町地域防災計画 風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策)

⑤ 非常時の参集体制の構築

非常時優先業務に参集する要員の指定やマニュアルの整備などの体制構築に向けた取り組みは、概ね以下のとおり。

表7 丸森町における参集体制の構築に向けた取組

要員（担当者）の指定	<p>○部・班は、災害対策本部要員の指定のほか、他の非常時優先業務の担当者についても、あらかじめ指定しておくものとする。</p> <p>○なお、大規模災害等による道路や公共交通機関の途絶や職員自身又は家族の被災等により職員の参集が困難となり、非常時優先業務が遅滞・停止することを防ぐため、複数の代替職員についても指定するものとする。</p>
マニュアルの整備	<p>○部・班は、代替職員が非常時優先業務に従事する場合であっても円滑な業務実施が可能となるよう、それぞれが所管する非常時優先業務のマニュアル、チェックリスト等の整備に努めるものとする。</p>
部・班における要員の応援・受援態勢の確保	<p>○非常時優先業務の集中する部・班では要員不足が生じ。また、24時間対応により交代要員の確保も必要になることから、業務の実施に支障が生じないよう、部・班相互の応援・受援の態勢確保を次のフローにより行うこととする。</p>

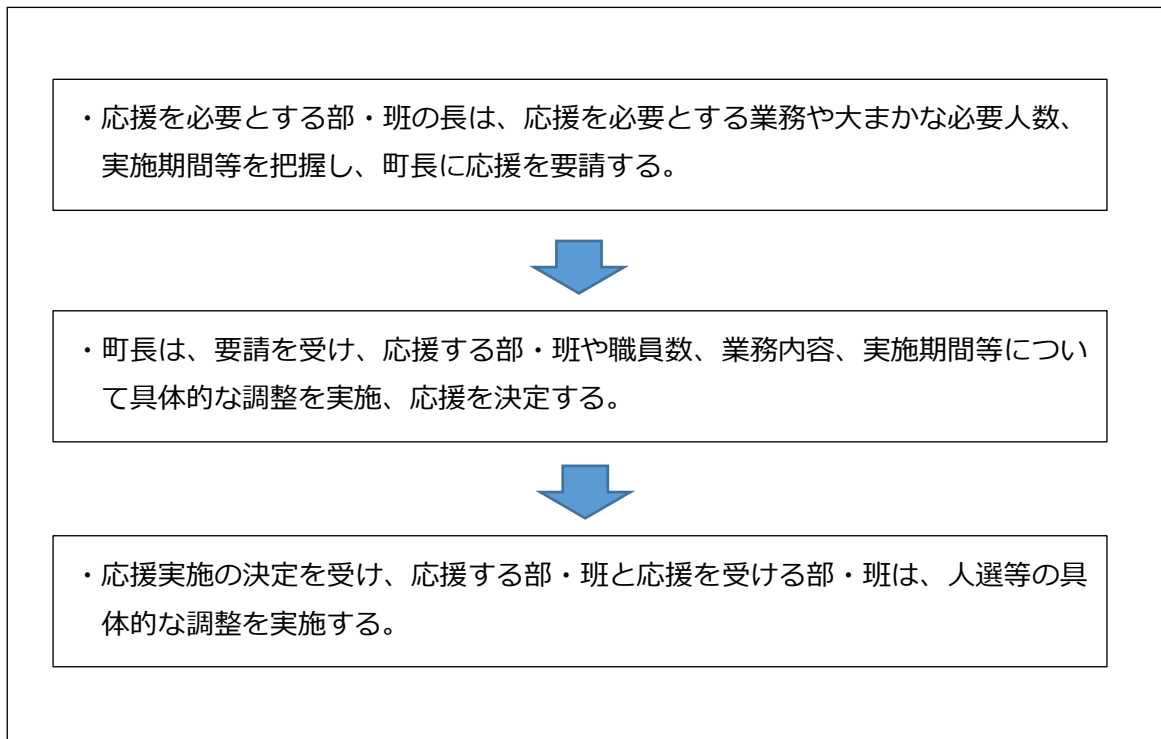


図7 部・班における要員の応援・受援態勢の確保フロー

⑥ 業務継続に係る課題と対応策

○職員の参集・応援及び職務権限

現状と課題		対応策
職員の参集	・迅速な職員の安否確認、参集ができない可能性がある	・職員の安否状況等を迅速に確認するためのシステム（確認・報告手順）の運用徹底 ・安否確認の訓練（職員とその家族） ・参集訓練の実施 ・初動体制の確立
職員の応援	・部署間の職員動員の手順が定められていない	・連携体制の確立
職務権限	・事務を実施するかどうかの判断をする決定権者が参集できない場合を想定していない	・臨時代行者の候補を設定

○職員支援

現状と課題		対応策
職員用食料	・職員用の備蓄食料は各自で保持	・職員用の備蓄食料を準備するとともに、各自の備蓄品は個人ロッカー等に備蓄するよう徹底
仮眠スペース等	・継続勤務のための宿泊・仮眠室等は確保されていない	・庁舎の会議室を活用予定 ・災害対応従事職員の適正な業務環境を確保するための対応策を検討

(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

ア 現時点の状況

町災害対策本部の設置場所として指定する役場庁舎が使用不能な場合の代替施設の優先順位は、以下のとおりとする。

優先順位	施設の名称	場所
第1順位 (完成時)	(仮称) 丸森町河川防災ステーション (水防センター)	丸森町新明地佐紀
第2順位	丸森まちづくりセンター	丸森町字鳥屋120
第3順位	舘矢間まちづくりセンター	丸森町舘矢間舘山字大門148番地1
第4順位	その他のまちづくりセンター (被害状況により判断)	

イ 業務継続に係る課題と対応策

○庁舎・執務場所

現状と課題		対応策
庁舎・執務場所	・庁舎倒壊の恐れはないが、揺れによる窓ガラスの破損等や書類棚の転倒などの恐れがある	・ガラス飛散防止対策を実施 ・キャビネット等を固定、配置変更

○代替庁舎

現状と課題		対応策
選定のあり方	・各施設の災害危険度や附帯施設・事務機器等の現状が把握できていない	・代替庁舎の電気、通信などの非常用設備を含めた確認・整備及び食料や水、資機材の備蓄数量の把握 ・代替庁舎への移行の際の町災害対策本部や窓口業務の設置のあり方や周知方法等を検討

(3) 電気、水、食料等の確保

ア 現時点の状況

① 電気（非常用発電機と燃料の確保）

停電時の給電方法	給電方法	設定箇所	備考
非常用自家発電機	商用電源が使用できなくなった場合、自動的に起動	庁舎内の照明及び専用コンセントで利用可能	稼働時間 72 時間 燃料の備蓄 999 ℓ
太陽光発電及び蓄電池	常時使用可能（ただし、	庁舎内の照明及び専用コンセントで利用可能	

※ 燃料の備蓄は、999 ℓ とわずかだが、丸森町石油商組合との災害時応援協定により協定先から燃料を確保することが可能。

非常用照明

	本庁舎 1 階	本庁舎 2 階	本庁舎 3 階	本庁舎 4 階
非常用自家発電	40	42	18	11
太陽光発電及び蓄電池	26	43	19	13

非常用回路

	本庁舎 1 階	本庁舎 2 階	本庁舎 3 階	本庁舎 4 階
非常用自家発電	12	26	5	5
太陽光発電及び蓄電池	6	12	4	1

② 水・食料等の確保

被災者用の備蓄計画を準用し計画する。

イ 業務継続に係る課題と対応策

○電力

現状と課題		対応策
非常用発電機	<ul style="list-style-type: none"> ・商用電源が回復するまでに非常用自家発電機の燃料が尽きる恐れがある ・非常用自家発電機による電力供給は、その供給系統が限られる 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年に非常用自家発電機（130KVA・72時間）を設置済み ・業務に関係しない電気機器の使用を禁止 ・停電時に備えた非常用発電機の整備では、耐水性・耐震性に留意し、耐水性については、止水版等による浸水対策を検討

○上水道・下水道

現状と課題		対応策
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・残留水や耐震性貯水槽の使用が可能であるが、水量は限られている 	<ul style="list-style-type: none"> ・残留水を有効に使用するため、残存量や今後の消費見込みを周知した上で、飲料水としての摂取やトイレの使用回数を制限
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用の仮設トイレは準備していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用の仮設トイレを備蓄

○水・食料等

現状と課題		対応策
水・食料等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応等に従事する職員用の水や食料等は、備蓄していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・水、食料、携帯トイレ、消耗品等の備蓄は、全職員の3日分の整備を検討する。 ・職員に対し、町民と同様に、自助の観点から各自で最低3日間分の飲料水・食料を備えておき、参集時にはペットボトル等を自分自身で持参するよう周知

(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

ア 現時点の状況

通信機器の確保状況

通信機器の名称	確保の状況
防災行政無線	移動系デジタル防災行政無線を整備 半固定（各まちづくりセンター 7台） 車載機（公用車 8台） 携帯機（ 66台）
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	受信機及び自動起動機を整備 屋外放送設備に連動している自動的に放送可能
衛星携帯電話	電話交換機に組み込んだ衛星回線 1台 衛星携帯電話機 1台
宮城県総合防災情報システム（MIDORI）	令和3年度に更新され、インターネット回線から利用できるため、使用機器を問わない。
タブレット端末	災害対策本部の支部及び避難所との情報共有端末としてSIM付タブレットを整備 iPad 30台

イ 業務継続に係る課題と対応策

○各種情報システム、通信・ネットワーク等

現状と課題		対応策
各種情報システム	・通信インフラの障害等により長期間使用できないおそれがある	・非常時優先業務の継続に必要なデータ・記録等の保護及びバックアップ
通信・ネットワーク	・非常用自家発電機の燃料が尽きた場合、使用不能になる	・継続的な燃料の電源確保
PC・FAX等のOA機器	・非常用自家発電機の燃料が尽きた場合、使用不能になる	・災害時に使用する機器を設定 ・継続的な電源確保
運用等	・災害を想定した通信訓練を実施していない	・実際の通信機器を使用した訓練の実施 ・連絡先リストの随時確認・修正 ・電源喪失やこれに伴う各種システム、OA機器が使用できない場合を想定し、オフラインや紙ベースでの対応といった非デジタル的な手法も視野に入れた対応を検討

(5) 重要な行政データのバックアップ

具体的な内容は「ICT部門の業務継続計画 ICT-BCP<初動版>」に掲載する。

(6) 非常時優先業務の整理等

ア 業務継続計画の対象とする業務

業務継続計画の対象とする業務については、「丸森町災害対策本部運営要綱」、「丸森町行政組織規則」「丸森町教育委員会行政組織規則」及び「丸森町国民健康保険丸森病院管理規程」を前提とし、「令和元年台風第19号災害検証の結果」等を考慮しながら、特に優先度の高い業務（発災後すぐに行うべき業務）を非常時優先業務とする。

具体的には、地域防災計画で規定されている災害応急対策業務と町民の生活や財産、経済活動等に及ぼす影響の大きい通常業務を対象とし、大規模災害等の発生後の限られた資源の中にあっても、他の業務に優先して継続、又は早期に再開する必要がある緊急性の高い業務を選定する。

イ 非常時優先業務の整理に当たっての考え方

大規模災害等の発生後の資源等の制約を伴う状況下において、業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。

このため、非常時優先業務の対象期間を決定し、非常時優先業務の候補となる各業務を対象に、発災後のいつ頃の時期（以下「業務開始目標時間」という。）までに業務を開始・再開する必要があるかを検討し、業務継続を想定する期間内に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として整理する。

なお、大規模災害等の発生時には、町民の生命・財産等を守るため、いずれの部・班等であってもその対応に注力することになるため、検討に当たっては各部・班等の主体的な参画に十分に留意し、以下により具体の整理に当たるものとする。

① 対象業務

業務継続の優先度が高い通常業務については、地域社会への影響や法令等の適正な執行、他業務への影響等の観点から検討する。

【視点の例】

町民の生活の安全・安心、地域内の経済活動（主要産業・中小企業等）、法令等の適切な執行、町に対する社会的信頼、税収減、町民流出や他の優先業務への影響 など

この場合、今の資源で実施可能かどうかという「可能性」の視点でなく、町民にとって当該業務が開始される必要があるかという「必要性」の視点から検討する。

また、実施可能性については、必要とする資源に関する検討の際に、被害想定等を踏まえて確認し、そこで、現状では困難と見込まれる場合には、対策を講じて可能にするというのが基本的な考え方となる。

なお、発災から1週間、2週間と経てば、実施すべき業務が多くなることに留意が必要となる。

② 業務開始目標時間

業務開始目標時間とは、上記のとおり、非常時優先業務の開始・再開の目標とする時期であるが、ここでの「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状況を指す。

この業務開始目標時間は、「いつまでに当該業務が、一定程度実施されているのが望ましいか」という観点で検討する。

ただし、業務開始目標時間は、災害発生時間帯や災害の種類（地震、洪水など）によって左右されるものであるため、あくまで目安とするものであり、業務の優先順位を明確にすることが重要である。

③ 非常時優先業務の順位付けと業務開始目標時間の設定

上記を踏まえ、大規模災害等により、通常業務と災害応急対策業務が中断・遅延が発生した場合における町民の生命や生活、地域社会への影響について評価し、非常時優先業務を下表のとおり選定し、その順位付けと業務開始目標時間を設定する。

なお、非常時優先業務のうち、災害応急対策業務については、地域防災計画に基づき実施するものとする。

④ 業務開始目標時間の設定等に際しての留意事項

いつまでに業務を開始・再開しなければならないかが分かりやすい業務もあれば、一律に決めにくい業務もあることから、具体の設定ができにくい業務の場合には、業務開始目標時間を仮に定め、実施できるかどうかの検討を経て、随時見直していくこととする。

また、前提条件（被害の程度等）により、業務開始目標時間が異なる場合にあっては、最も早い時期を選ぶのが原則であるが、前提条件によって場合分けしておくこと、実際の災害発生時の対応の際には有用な面もあることや、被災していない地域の通常業務の再開が遅延しないようすることにも留意しておく必要がある。

なお、整理した非常時優先業務は、時系列に整理したうえで業務全体の実施状況を比較・想定してみるなどにより、実際にその時期に実施できるかを資源等の面から検証し、継続的な見直しをしていくことが必要である。

さらに、町と県との間では、業務の優先順位や業務開始目標時間について、可能な限り整合性が確保されるよう、あらかじめ情報共有・調整に努めることとする。

ウ 対象業務の設定

非常時優先業務は、「表8 非常時優先業務の選定基準等の一覧」を選定基準とし、「別冊資料 非常時優先業務一覧」に記載するの業務を対象の基準とする。

表8 非常時優先業務の選定基準等の一覧

業務	業務開始目標時間	区分	選定基準	想定される業務 (○災害応急対応業務、●通常業務)
非常時優先業務	発災～12時間以内	A	・町民の生命・身体を守るための初動体制の確立、役場機能の維持・復旧、避難所の開設・運営に係る業務	○災害対策本部の設置・運営 ○通信機器等の復旧 ○避難所の開設 ○感染症対策用資機材の配布等 ○職員の安否確認 ○被害の現状把握 ○救出救助活動 ○町民への各種広報 ○防災関係機関との連絡調整 等
	1日以内	A		○協定締結団体への応援要請 災害ボランティアセンター開設時に係る調整 ●埋葬手続き ●町民の健康管理に関する事務 ●住民票、戸籍等の交付 ●所管施設の安全確認 等
	3日以内	B	・遅くとも3日以内に業務に着手しないと、町民の生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずるべき業務	○ライフラインの応急復旧 ○避難所のし尿・ごみの収集 ○消毒資機材の配布・散布 ○建築物の応急危険度判定 ○物資集配拠点の整備・運営 ●家庭ごみの収集 等
	1週間以内	C	被災者の通常の生活への復帰に係る業務 ・非常時優先業務以外で優先度が比較的高い業務	○支援物資の受付・管理・配分 ○火災等二次災害の防止措置 ○町民相談窓口の設置 ○罹災証明書の発行 ○避難所開設期間等に関する協議 ○災害廃棄物1次仮置き場の設置・管理 ●保健福祉に関する重要業務 ●諸証明の交付 ●学校の再開検討 等
	1か月以内	D	・業務開始に相応の準備が必要となる復旧・復興業務 ・発災後、1週間を超えて実施しなくても、町民の生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務	○生活再建支援業務 ○企業への災害融資関連業務 ○災害弔慰金・義援金等の配分 ○応急仮設住宅の建設 ○災害廃棄物2次仮置き場の設置・管理
その他	1か月以降	E	・発災後、1か月を超え実施しなくとも、町民の生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務	●町民の生活や地域社会への影響が少ないと見込まれる通常業務 等

7 業務継続計画の発動・解除

業務継続計画に基づき、大規模災害等の発生時における非常時優先業務を実施する発動基準は、次のように定める。

(1) 発動基準

大規模災害等の発生により、町災害対策本部が設置され、町域及び町役場機能に甚大な被害等が生じた場合とする。

【発動が想定される主な事象の例】

- ・台風等により甚大な浸水被害等が発生したとき
- ・震度5強以上の地震が発生したとき
- ・新型コロナウイルスのように世界的に猛威を振るう感染症対策
- ・その他、町長が必要と認めたとき

(2) 発動権限者

町災害対策本部長（以下「本部長」という。）とする。

なお、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとみなす。

災害時優先業務を実施する発動権限者

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	総務課長	企画財政課長

(3) 事務局

総務課が事務局となり、発動手続きに関する事務を処理する。

(4) 発動の流れ

ア 町災害対策本部において、副本部長（副町長）及び本部員（教育長、各課室長等）は町域及び町役場機能の被害状況等を本部長に報告する。

イ 本部長は、副本部長及び本部員からの報告に基づき、業務継続計画の発動の要否について決定する。

ウ 発動が決定された場合、総務課は、直ちにその旨を県及び近隣市町村又はその他の関係機関等に通知するとともに、住民等に周知する。

エ 非常時優先業務は災害の規模や被害の状況、本部会議で決定された対処方針に応じて、本計画に基づき実施することとし、各部・班では対応体制をとりまとめ、総務課に報告する。

オ 総務課は、業務の実施状況を常に把握し、必要に応じて関係機関等へ情報を伝達する。

(5) 解除基準

本部長は、本町における通常業務が一定程度の再開をもって業務継続計画の解除を宣言する。

ただし、各課長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。

8 業務継続計画の策定体制・継続的改善等

(1) 業務継続計画の策定体制

業務継続計画の策定に際しては、全庁的な検討体制で臨むものとし、非常時優先業務の所管部署、その実施に必要な資源（庁舎、職員、情報システム等）を所管する部署、そして、当該計画を取りまとめる担当する部署のみならず、全部署が検討に参画し、非常時優先業務の整理・検討などを行う。

(2) 業務継続計画の継続的改善

業務継続計画は、いったん策定すれば完了するものではなく、当該計画の実効性を確認し、さらに高め、これに基づき着実に業務を執行していかなければならない。

そのため、それぞれの部署においては、日頃から非常時優先業務を念頭に置きつつ、平常時の業務執行に当たるとともに、実際の運用時を見据えた個別マニュアルの作成や、これに基づく研修・訓練等を繰り返し実施していくことが重要である。

業務継続に係る訓練の具体的な例としては、非常参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練、各種システムのバックアップや復旧訓練、災害対策本部を対象とする机上訓練、図上訓練及び実動訓練など様々な訓練があるが、これらの訓練で明らかになった課題や改善点は、以後の業務継続計画の見直しに確実に反映させていくこととする。

また、電気、ガス、水道、食料、資機材、人員などの必要な資源については、定期的な点検を行い、平常時から設備の増強、備蓄の推進及び人員の確保について計画的に実施していくことも重要である。

そのため、本業務継続計画の進行管理を適切に行い、常にその実効性を高める努力が必要である。

(3) 本業務継続計画に規定していない不測の事態等への対応

不測の事態や緊急事態が発生した場合には、本業務継続計画の第5項「計画策定に当たったの基本方針等」を準用し、「重要6要素」の変更等について判断する。この際、状況判断に必要な情報の積極的な収集に努め、あらゆる要因を論理的に考察して対応する。